公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月9日

鳥取市長 深澤義彦

1 工事の概要

- (1) 工事名 (浸水)第30工区下水道工事(交付金)
- (2) 工事場所 鳥取市 国府町分上一丁目 地内ほか
- (3) 工事内容 本工事は、袋川右岸第24排水分区の浸水対策として、下水道管(雨水)を新 設するものである。
- (4) 工事概要 内径1350mm管敷設工(1スパン) 路線延長 L=109.0m
 角型マンホール設置工 1800mm×1500mm N=1箇所
 分水桝設置工 N=1箇所
 付帯工 アスファルト舗装 A=760m2
- (5) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年10月16日まで
- (6) 予定価格 155, 126, 000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

2 技術資料等の提出ができる者

本件工事にかかる指名は、入札参加希望者から提出された技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)に基づいて決定するものとし、技術資料等の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

- (1) 共同企業体に関する要件
 - ア 共同企業体は、2又は3者による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上とする。
 - ウ 代表者は、(2)及び(3)の資格を満たす者のうち、その出資比率が異なる場合は出 資比率の大きい者とし、その出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。
 - エ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。
- (2) 共同企業体の構成員共通の資格
 - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業(土木一式工事) の許可を受けている者であること。
 - ウ 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について(令和6年鳥取市告示第625号)に基づく入札参加資格のうち土木一式工事(一般)の資格を有する者であること。
 - エ 提出締切日において、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱(平成17年1月26日制定)に基づき、土木一式工事(一般)のA級に格付されている者であること。

- オ この公告の日から3の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日(以下「提出締切日」という。)までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事 再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者に あっては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23 の規定による経営事項審査を受け、その結果に基づき、提出締切日までに改めて入札参加 資格を付与されていること。
- キ 暴力団、暴力団員及び鳥取市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱(平成24年1月17日施行)第3条に規定する者(以下「排除措置対象者」という。)でないこと。 なお、技術資料等の提出者が排除措置対象者であるかどうかを管轄の警察署に照会する場合がある。
- ク 他の共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。
- (ア)資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法(平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が、会社更 生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社 (以下「更生会社等」という。)である場合を除く。
 - a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係 にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一 方が更生会社等である場合を除く。
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
 - (ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している下水道管路敷設工事(下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)にかかる工事をいう。以下同じ。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- イ 本件工事期間中、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。なお、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、鳥取県通知「建設工事における配置技術者等の適正な運用について」(令和6年7月2日改正、以下「鳥取県通知」という。)を準用するものとする。
- (ア)建設業法第27条第1項に規定する技術検定(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項の表の上欄に掲げる検定種目を土木施工管理とし、同条第2項に規定する区分を一級とするものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者(以下、「一級土木施工管理技士」という。)
- (イ) 当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。)にある者であること。
- (ウ) 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している下水道管路敷設工事に、元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については出資比率が20%以上のものに限り、当該工事に現場代理人として従事していた者については当該工事の施工時に(ア)に該当していた者に限る。

- ウ イにおいて、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける 監理技術者をいう。)を配置する場合は、鳥取県通知を準用するものとする。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格
 - ア 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している下水道管路敷設工事(修繕工事を含む。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
 - イ 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす主任技術者を専任で配置できる者であること。 (ア) 一級土木施工管理技士であること。
 - (イ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
 - (ウ) 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している下水道管路敷設工事(修繕工事を含む。)に、元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については出資比率が20%以上のものに限り、当該工事に現場代理人として従事していた者については当該工事の施工時に(ア)に該当していた者に限る。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

本件工事の技術資料等作成要領は、鳥取市公式ウェブサイト

(https://www.city.tottori.lg.jp 以下「市公式サイト」という。)に掲載するとともに、 希望する事業者には次のとおり直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

この公告の日から令和7年10月23日までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年 鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日(以下「休日等」という。)を除 く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

鳥取市秋里903番地 鳥取市下水道部下水道建設課(鳥取市役所下水道部庁舎3階) 問合せ先電話 0857-30-8397

(2)技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。なお、技術資料等の提出は入札参加希望を確認するためであり、それにより指名を保証するものではない。

ア 提出期間、時間及び場所

(1) に同じ。

イ 提出方法

1部を持参又は郵送による。(詳細は技術資料等作成要領を参照のこと。)

4 設計図書について

(1) 設計図書の閲覧期間、時間及び場所

3の(1)に同じ。

なお、工事内容に関する説明会は行わない。

(2) 設計図書に関する質問及び回答

設計図書に関する質問等の取り扱いは、入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領の規 定にかかわらず、次により下水道建設課が対応する。

ア 設計図書に関する質問は、指名通知書で指定する入札日の前日から起算して5日前(当日 が休日等にあたるときは6日前とする。)の午後5時15分までに、所定書式により作成した質問書をファクシミリにより提出することができる。

FAX番号 0857-20-3317 (下水道建設課)

イ アの質問に対する回答は、当該入札日の前日から起算して4日前の午後5時15分までに、市公式サイトに掲載する。なお、指名通知以降に提出された質問に対する回答については、市公式サイトへの掲載と併せ、指名通知者全員にファクシミリにより通知する。

5 競争入札及び入札参加者の指名

(1) 入札について

入札参加者の指名から落札者の決定までの手続きは電子入札システムを使用して行うため、本件入札への参加を希望する者は、令和7年10月23日までに鳥取市電子入札システムの利用者登録を完了させておくこと。やむを得ない理由により書面での入札を希望する場合は、鳥取市建設工事電子入札実施要綱の規定に従い、書面参加の手続きを行うこと。

(2) 指名について

技術資料等の提出者を入札参加希望者とみなし、建設業者指名審査委員会による審査を経 て指名候補者を選定した後、競争入札参加者を指名する。

(3) 指名候補としなかった場合

前号において指名候補としなかった技術資料等提出者に対しては、指名しなかったこと及びその理由(以下「非指名理由」という。)を、書面により別途通知する。

この場合、当該通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(休日等を除く。)以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日等を除く。)以内に書面により回答するものとする。

- (4)(2)の審査委員会で指名候補者を選定した後においても、2に示す入札参加資格を有しないこととなった場合は指名しないことがある。
- (5) この入札は、最低制限価格制度を適用する。

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市下水道部下水道建設課(電話 0857-3 0-8397) とし、指名通知等入札実施にかかる窓口を同総務部検査契約課とする。
- (2) 提出された技術資料等は、鳥取市情報公開条例(平成11年鳥取市条例第1号)に基づく 開示の請求により開示することがある。
- (3) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。
- (4) 技術資料等提出期間中に本公告等に関して緊急の連絡を行う場合は、市公式サイト内下水道建設課の項目等にて公表するものとする。